

千葉市一般廃棄物処理施設管理記録の閲覧等の実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）以下「法」という。）第9条の3第7項に基づき、本市の設置等に係る一般廃棄物処理施設の維持管理記録の閲覧（以下「閲覧」という。）に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の対象施設)

第2条 閲覧の対象となる施設（以下「閲覧対象施設」という。）は本市が設置等を行う法第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設のうち、ごみ処理施設で焼却施設であるもの及び最終処分場とする。

(維持管理記録票の閲覧場所)

第3条 閲覧対象施設の管理者は、閲覧記録票を次の各号に掲げる施設に備え置き閲覧に供するものとする。

- (1) 焼却施設は、当該施設の所定の場所
- (2) 最終処分場は、廃棄物埋立管理事務所及び廃棄物施設維持課

(維持管理記録票の複写)

第4条 閲覧対象施設の管理者は、閲覧者自ら持参した携帯複写機等で維持管理記録票を複写することについて認めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。